

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都保育福祉専門学院
設置者名	社会福祉法人京都基督教福祉会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	保育科	夜・通信	1440 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

当学院HP情報公開 https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/ に掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	京都保育福祉専門学院
設置者名	社会福祉法人京都基督教福祉会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成に活かすことを目的として、(1)業界における人材の専門性の動向、(2)国または地域の産業振興の方向性、(3)実務に必要な最新の知識・技術・技能、(4)その他、教育課程の編成に関連する事項について審議する。 委員会で審議された意見は学院に報告され、教育課程の編成・教育内容の見直し等に反映される。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
保育園園長	2024年4月1日 ～2026年3月31日	保育団体理事長
元保育士養成校教員	2024年4月1日 ～2026年3月31日	保育士養成研究団体役員
元保育園園長	2024年4月1日 ～2026年3月31日	保育士経験者
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都保育福祉専門学院
設置者名	社会福祉法人京都基督教福祉会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 当学院の授業計画(シラバス)については、年度開始までに授業担当者に依頼し、 テーマ(到達目標)、具体的な講義内容、授業回数、評価方法、テキスト、授業に関わる実務経験などの項目を明確にし、作成の依頼文書にガイドラインを示し、記述、作成している。 学生には年度初めのオリエンテーションにて配布を行い、履修登録時、各授業初日には持参、活用させ、授業の概要の理解を求めている。	
授業計画書の公表方法	当学院HP情報公開に掲載 https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業の評価については、欠席回数が全授業回数の 1/4 を超える場合は単位認定試験については無資格となり単位認定はできない。単位認定は通常の定期試験、レポート・課題提出等でおこない、学業成績は通知書にて点数で単位発表をしている(60/100 点以上で単位修得)。 未修得単位が多いなど問題があると思われる学生については個別に学習意欲の把握や学習指導を行っている。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 当学院において定めた「G P A制度の運用に関する規定」に則り実施している。 履修科目の成績評価に対して与えられるG Pは、評点 90～100 は GP4、評点 80～89 は GP3、評点 70～79 は GP2、評点 60～69 は GP1、評点 59 以下は GP0。 G P Aの算出式は、(GP4の修得単位数×4 + GP3の修得単位数×3 + GP2の修得単位数×2 + GP1の修得単位数×1) ÷履修登録科目の単位数の合計。 算出期間は、学期ごととする。算出期日は、学期ごとに定められた期日までに確定した成績に基づいて算出する。算出対象科目は、当該学期に履修登録を行った科目のすべてとする。但し、次(1)～(3)の科目は除く。(1)履修免除により単位が認定された科目。(2)卒業要件の対象とならない科目。(3)その他本学が指定した科目。 それぞれの学生へのG P Aの通知は学期ごと学業成績通知書に記載して個別に通知する。 G P A制度を学生の適切な修学指導に資するため、学生のG P A数値における下位4分の1にあたるG P A数値を Careful Line として公表する。Careful Line に該当する学生には個別に修学指導を行い、修学意欲の向上を図る。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	当学院HP情報公開に掲載 https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 当学院における卒業認定方針については、履修規定に卒業必要条件として、「本学院で『保育士資格』を取得して卒業するためには、定められた期間（2年間以上）在学して、所定の履修方法で定められた授業科目の単位を取得しなければならない」と示し、卒業に必要な授業科目と総単位数は「教育課程編成表」にて明記されている。 またこれらの基準を基に卒業判定会議が持たれ、審査、判定が適切に行われている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	当学院HP情報公開に掲載 https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都保育福祉専門学院
設置者名	社会福祉法人京都基督教福祉会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	法人HP www.kyoto-christ.com の公開情報・計算書類から WAMNET にリンクしてダウンロード
収支計算書又は損益計算書	法人HP www.kyoto-christ.com の公開情報・計算書類から WAMNET にリンクしてダウンロード
財産目録	法人HP www.kyoto-christ.com の公開情報・計算書類から WAMNET にリンクしてダウンロード
事業報告書	法人現況報告は法人HP www.kyoto-christ.com の公開情報・計算書類から WAMNET にリンクしてダウンロード、学院事業報告は当学院HP https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/ に掲載
監事による監査報告（書）	法人HP www.kyoto-christ.com の公開情報・計算書類から WAMNET にリンクしてダウンロード

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	保育科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	1710 単位時間／70 単位	単位時間 /37 単位	単位時間 /37 単位	単位時間 /6 単位	単位時間 /単位	単位時間 /1 単位	
			2010 単位時間／80 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
200 人		114 人	人	9 人	18 人	27 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）当学院の授業計画（シラバス）については、年度開始までに授業担当者に依頼し、テーマ（到達目標）、具体的な講義内容、授業回数、評価方法、テキスト、授業に関わる実務経験などの項目を明確にし、作成の依頼文書にガイドラインを示し、記述、作成している。 学生には年度初めのオリエンテーションにて配布を行い、履修登録時、各授業初日には持参、活用させ、授業の概要の理解を求めている。
成績評価の基準・方法
（概要）授業の評価については、出席回数が全授業回数の 1/4 を超える場合は単位認定試験については無資格となり単位認定はできない。単位認定は通常の定期試験、レポート・課題提出等でおこない、学業成績は通知書にて点数で単位発表をしている（60/100 点以上で単位修得）。 未修得単位が多いなど問題があると思われる学生については個別に学習意欲の把握や学習指導を行っている。
卒業・進級の認定基準

(概要) 当学院における卒業認定方針については、履修規定に卒業必要条件として、「本学院で『保育士資格』を取得して卒業するためには、定められた期間（2年間以上）在学して、所定の履修方法で定められた授業科目の単位を取得しなければならない」と示し、卒業に必要な授業科目と総単位数は「教育課程編成表」にて明記されている。またこれらの基準を基に卒業判定会議が持たれ、審査、判定が適切に行われている。
学修支援等
(概要) クラス担任制を敷き。担任及び学生主任による学修指導。スクールカウンセラー（臨床心理士）による本人、保護者へのカウンセリング。保護者面談等行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
61 人 (100%)	0 人 (0 %)	54 人 (89%)	7 人 (11%)
(主な就職、業界等) 保育関係施設、学童関係施設、発達支援関係施設、児童養護関係施設、障がい者関係施設、高齢者関係施設			
(就職指導内容) 保育・教育施設、児童福祉施設等に関する情報提供と採用試験に係る手続きや受験などの相談と支援を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 保育士資格 61 名			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
123 人	5 人	4%
(中途退学の主な理由) 学力不振 生活不適應		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生との面談、個別指導、生活環境への訪問、就学資金等の柔軟な対応		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
保育科	170,000 円	605,000 円	320,000 円	その他(施設整備費 200000、実習費 120000)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
本学院独自の奨学金（賀集奨学金、同窓会奨学金）				
遠方入学者支援制度（家賃補助 1 万円）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当学院 HP https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/ に掲載		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 本学院の自己評価結果を本学関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、その意見を聴き、意見を尊重して、教育活動及び学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
保育園園長	2024 年 6 月 1 日 ～2026 年 5 月 31 日	保育園業界関係者
元保育士養成校教員	2024 年 6 月 1 日 ～2026 年 5 月 31 日	教育に関し知見を有する者
本学院同窓会役員	2024 年 6 月 1 日 ～2026 年 5 月 31 日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当学院 HP https://www.k-hosen.ac.jp/disclosure/ に掲載		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当学院ホームページ (www.k-hosen.ac.jp/) に掲載

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H126310000238
学校名（〇〇大学 等）	京都保育福祉専門学院
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	社会福祉法人京都基督教福祉会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		34人（ － ）人	35人（ － ）人	34人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	16人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				34人（ － ）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期	
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人	

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期	
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人	
GPA等が下位4分の1	人	7人	10人	
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人	
計	人	7人	10人	
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。